

【2026 年 5 月 - 6 月 発券分 燃油サーチャージ適用のお知らせ】

ベトナム航空は昨今の中東情勢を受け、2026年5月～6月発券分に適用する燃油サーチャージについて弊社減額基準の改定を行い、以下の金額を適用いたします。（次頁の表をご参照ください）

1. 対象航空券: 弊社が適用する全クラス、全運賃種別に対して(IT 券を含む)
2. 実施日: 2026 年 5 月 1 日 - 2026 年 6 月 30 日の発券分まで
 ▶2 か月毎にシンガポールケロシン平均価格と平均為替価格を乗じた円貨換算額を【表 2】の適用条件に当てはめ価格を決定いたします。なお、条件額が 6000 円を下回った際には【表 1】の改定実施時期をもとに見直しを行い、関係国政府に対し、変更の旨認可申請を行います。
 また、今後も弊社内で基準の見直しの際は、皆様にお知らせいたします。
3. 徴収方法: 航空券発券時、TAX 欄に YQ と表示(弊社利用客 1 名につき 1 利用区間毎)
4. 対象旅客: 弊社利用旅客(但し、座席を使用しない幼児は適用外)
5. 対象路線: 日本 - ベトナム間発着路線 (ベトナム以遠は予約システムの数字を参照)
6. 徴収金額: 日本発 **片道 YQ 合計 JPY 20,360**

旅行開始国		2026 年 4 月 30 日まで	2026 年 5 月 1 日より	合計 YQ
		(発券日ベース)		
日本	燃油サーチャージ	10,000 JPY	19,700 JPY	20,360 JPY
	航空保険料	660 JPY	660 JPY	
日本以外※	燃油サーチャージ	44 USD	110 USD	114 USD
	航空保険料	4 USD	4 USD	

航空保険料（日本路線660JPY、その他区間4USD）は全旅客(幼児含む)徴収要

※例：ベトナム発日本行き旅程を（SGN-NRT 等）日本で発券する場合は、適用額 110USD+4USD を BSR にて日本円に換算して徴収。

* 未使用航空券払戻し時の対応について

未使用航空券の Y Q 払戻し規定は航空券の運賃規則に準じます。

燃油サーチャージおよび航空保険料には、原則取消し・払戻し手数料はかかりませんが、

航空券の往路または復路、あるいは両方に払戻し不可の条件が含まれている場合、航空券全体に払戻し不可の条件が適用されるため、運賃と連動して Y Q の払戻しもできませんのでご注意ください。

燃油サーチャージの基準変更について：

昨今の中東情勢に伴う航空燃料の急騰踏まえ、燃油サーチャージ価格の変更実施時期および対応表を変更しました。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の確認時期	燃油価格動向の把握
3月1日	2月に確認	12月から1月までの2ヶ月平均価格
5月1日	4月に確認	2月から3月までの2ヶ月平均価格
7月1日	6月に確認	4月から5月までの2ヶ月平均価格
9月1日	8月に確認	6月から7月までの2ヶ月平均価格
11月1日	10月に確認	8月から9月までの2ヶ月平均価格
1月1日	12月に確認	10月から11月までの2ヶ月平均価格

【表2】

2026年05月01日発券分より適用

シンガポールケロシン価格（1バレル）	燃油特別付加運賃額（日本発）
24,000円を下回った場合	20,500円
23,000円を下回った場合	19,700円
22,000円を下回った場合	19,500円
21,000円を下回った場合	18,400円
20,000円を下回った場合	17,300円
19,000円を下回った場合	16,300円
18,000円を下回った場合	15,200円
17,000円を下回った場合	14,200円
16,000円を下回った場合	12,600円
15,000円を下回った場合	11,600円
14,000円を下回った場合	10,000円
13,000円を下回った場合	8,400円
12,000円を下回った場合	6,900円
11,000円を下回った場合	5,600円
10,000円を下回った場合	4,700円
9,000円を下回った場合	3,800円
8,000円を下回った場合	2,600円
7,000円を下回った場合	1,300円
6,000円を下回った場合	廃止